

諮問日：平成30年7月17日（平成30年度（最情）諮問第26号）

答申日：平成31年1月18日（平成30年度（最情）答申第58号）

件名：日本弁護士連合会の懲戒処分に関する裁決取消訴訟の判決書の一部開示の判断に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「平成29年1月1日以降に最高裁判所が取得した、日弁連の懲戒処分に関する裁決取消訴訟の判決書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「東京高等裁判所が平成29年7月25日に言い渡した裁決取消請求事件の判決書写し」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年5月15日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書が存在するといえる。
- 2 原判断において不開示とされた記載部分（以下「本件不開示部分」という。）のうち相当部分は、慣行として公にされている情報であるといえるから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する不開示情報に相当しない。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出を受けて最高裁判所内を探索したところ、関係部署において、

行政訴訟事件の終局報告に関する文書として、下級裁判所から報告を受けた本件対象文書を保有していたが、そのほかに本件開示申出文書に該当する文書は存在しなかった。当該関係部署は、全ての行政訴訟事件について判決書の送付を受けるものではなく、例えば、行政訴訟事件のうち第一審の弁論終結時に原告に訴訟代理人が選任されていない事件等の判決書は、送付を受けていない。

そうすると、最高裁判所が本件対象文書のほかに本件開示申出文書に該当する文書を保有していないことは、不合理ではない。

- 2 本件不開示部分のうち事件番号、口頭弁論終結日、裁判所職員の印影並びに裁判官の署名及び印影は、法5条1号に規定する不開示情報に相当し、同号ただし書イからハマまでに相当する事情は認められない。また、本件不開示部分のうち主文、事実及び理由の記載についても、一部（官報又は機関雑誌等により公表されることとなっており、公表慣行があるとして同号ただし書イにより個人識別情報から除かれる部分）を除き、同号の不開示情報に相当する。

苦情申出人は平成28年弁護士懲戒事件議決例集の存在を指摘するが、これは日本弁護士連合会が編集・発行する刊行物であり、日本弁護士連合会懲戒委員会、同綱紀委員会及び同綱紀審査会が1年間の議決例の中から先例的価値のあるものを選択・編集して収録しているものである。また、苦情申出人はウェブブログの存在を指摘するが、これは私的に設けられ、独自の編集に基づいて掲載されるものである。そうすると、これらに掲載されている情報をもって直ちに慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものということとはできないし、他に公表の慣行があると認めるべき事情も見当たらない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年7月17日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月19日 本件対象文書の見分及び審議

④ 同年12月21日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

1 苦情申出人は、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書が存在すると主張する。しかし、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、行政訴訟事件の終局報告に関する文書として、下級裁判所から報告を受けることがあるものの、全ての行政訴訟事件について判決書の送付を受けるものではなく、最高裁判所において探索した結果、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書は存在しなかったとのことであり、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

2 本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分は、事件番号、口頭弁論終結日、裁判所職員の印影、裁判官の署名及び印影、主文第2項、「事実及び理由」のうち「第1 請求」の本文、「第2 事案の概要」の2及び3の本文並びに「第3 当裁判所の判断」の本文である。これらの記載内容を踏まえて検討すれば、本件不開示部分は、法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

苦情申出人は、平成28年弁護士懲戒事件議決例集及びウェブブログを挙げて、本件不開示部分のうち相当部分が慣行として公にされている情報であると主張する。しかし、平成28年弁護士懲戒事件議決例集は、日本弁護士連合会が編集・発行する刊行物で、日本弁護士連合会懲戒委員会、同綱紀委員会及び同綱紀審査会において1年間の議決例の中から先例的価値のあるものを選択・編集して収録しているものであるし、ウェブブログについても、私的に設けられたもので、独自の編集に基づいて掲載しているものであるから、これらに掲載される情報について直ちに慣行として公にされ、又は公にすることが予定さ

れているものとはいえないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、本件不開示部分について同号ただし書イからハマまでに相当する事情は認められない。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 3 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められ、本件不開示部分は法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人